

神戸市特定子ども・子育て支援施設等の確認等の手続きに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第三章第二節に規定する特定子ども・子育て支援施設等の確認等の手続きに関して必要な事項を定める。

(特定子ども・子育て支援施設等の確認)

第2条 法第58条の2に規定する特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けようとする者は、「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」（様式第1号）及び確認のために市長が必要と認める書類を市長宛に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を受け、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、「確認通知書」（様式第2号）により申請者あて通知するものとする。

(誓約書)

第3条 第2条の申請書提出時に、法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面として、「誓約書」（様式第3号）を添付するものとする。

(確認の変更等)

第4条 法第58条の5に規定する確認の変更を受けようとする者は、「特定子ども・子育て支援施設等 確認変更届」（様式第4号）を提出するものとする。

2 市長は、前項の届出を受理した場合は、「特定子ども・子育て支援施設等の確認変更届受理通知書」（様式第5号）を届出者へ通知するものとする。

(確認の辞退)

第5条 法第58条の6に規定する特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退については、確認を辞退しようとする日の3月前までに、あらかじめ「特定子ども・子育て支援施設等の確認辞退届」（様式第6号）を市長宛に提出するものとし、市長は、「特定子ども・子育て支援施設等の確認辞退届受理通知書」（様式第7号）を交付するものとする。

附 則

この要綱は令和元年8月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。